

平成 27 年度 第 1 回図書館協議会会議 会議録

平成 27 年 9 月 18 日 (金) 13:30～15:10

会 場 : 図書館本館 会議室

出席者: (委員) 5 名

(事務局) 教育部次長・図書課長・総務担当主査・読書推進担当主査

1. 開 会

2. 挨 拶

会長挨拶

事務局挨拶

3. 報 告

(1) 読書活動推進事業について

事務局

(配付資料に従い事務局説明)

9 月事業としまして、9 月 11 日に恵庭南高校に団体貸し出しを、1 年生、2 年生、3 年生、体育科にそれぞれ 50 冊、200 冊はじめて行ったところでございます。昨年度から 10 月から恵庭北高校にも団体貸し出しは行っていますが、北高のほうも順調に 4 月から 8 月までそれぞれの月に 50 冊ずつ貸し出しを続けております。読書活動推進事業の報告については以上です。

○質疑

A 委員

雑誌スポンサー制度は順調なようだが、個人からも 1 誌スポンサーがついたと報告があった。雑誌の性格に宗教や政治の関係するものはあるが、そのような傾向のある雑誌に対してはどのようにしているか。

事務局

対象雑誌につきましては、元々図書館に所蔵している雑誌を、ということにしております。

A 委員

雑誌は 137 種類あると聞いた。雑誌というのも図書館の蔵書の中で重要な位置を占めると思っている。関心を持っているところである。

(2) 恵庭市交流プラザへの市民活動センター移転について

事務局

(添付資料に従い事務局説明)

○質疑

なし

4. 協 議

恵庭市立図書館指定管理者制度導入検討について

事務局

(添付資料に従い事務局説明)

○質疑・意見交換

A 委員

恵庭市の図書館は、はじめ民間委託の話があったときには大丈夫かなと危惧もあったが、まったく心配はなかった。民間の質を維持するために査定をしながら翌年も良い方向につなげてゆくということが成功しているように見受けている。さて、具体的に指定管理者制度の導入、拡大、業務の効率化ということについて、まず、実際に図書館の業務に携わっている方から、こういう実情があるが指定管理になればよくなるという事例を伺いたい。

事務局

指定管理者制度の導入というところで、どこがどう変わるのかというのははっきりつかめない部分もあると思います。ただ読書活動は図書館だけではありませんので学校もあり、市内の幼稚園・保育園への読書サービスですとか、市民との協働の事業などありますので、委員の皆さんの考えの中でこれは指定管理で大丈夫なのだろうか、直営で残すべきとかご意見や、ご不明な点の質問にお答えしていくなかで進めていくほうが話としては見えてくるのかなと。

B 委員

先ほど事業報告のあった図書館の事業はほとんどが行政主体で行っているのではないかと。これを民間事業者に預けたらどう変わるのか。

事務局

指定管理者制度が導入されれば、図書館で現在7名の職員が行っている業務はすべて指定管理者が行います。そのためにも、仕様書を定め事業者の提案もよく審査し、業者決定後もよく話し合っしてしっかり事業を継続してゆくことが大切だと考えています。

B 委員

実際に尽力している市民ボランティアとか、そういう人たちが指定管理者制度になったときにシステマ的においてゆかれるという危惧はないのか。

事務局

そういう心配はまったくありません。図書館の中で行う業務において、市民ボランティアとのかかわりは指定管理者の最も重要な業務のひとつになるものです。

C 委員

窓口業務委託を導入した当時、指定管理者制度導入の代わりとして窓口業務委託を実施した、という経緯があったように記憶するが。

事務局

まず選択肢の中には、先ほど資料でもご説明したように、すべての公共施設が完全民営化を検討するという指示がありました。平成16年から18年の協議の中では当時としては時期尚早である、いまだし時間が必要だという理由で、窓口業務委託になりました。

C 委員

そのように記憶する。その後、読書条例等もでき条件も整ってきたので、段階を追って指定管理者制度導入の時期が来たと理解してよいか。

事務局

そうです。ここは行革の中でも窓口業務を委託して成功している例としては評価されています。次にさらに民活を最大限に活用する手段として、指定管理者制度導入の検討をする段階に来ています。

A委員

民間活力を導入するというのは、大いに賛成で反対するところはない。気構えとして民活を導入してさらに、ということであれば指定管理者制度導入というのは理解できると思う。

B委員

もう一度確認したいが、先ほど説明にあった読書推進計画は、何年か先を見越して進めていくということであった。その進め方は行政と市民の協働とうたってある。そこに指定管理者の民間事業者はどのようにかかわってくるのか。

事務局

事業自体は、指定管理者制度であっても恵庭市の事業であることには変わりはありません。その結果は、しっかりと市の事業の成果として評価されます。図書館運営は指定管理としても、読書活動というのは幅広いので、それをすべて指定管理に預ける形にはならないと思います。いま委員がおっしゃったような市民との協働の部分も、今すでに図書館事業の一環としてやっているものはそのまま継続しますが、図書館が指定管理者制度を導入したからといってまったくかわらなくなると、ということにはならないと思います。

B委員

ぬいぐるみのお泊り会や本のカバー作りだとか、本の福袋とか様々な小コーナー等で取り組みをしているが、ああいう取り組みはどちらの企画なのか。

事務局

一部は、窓口業務委託の業者による企画です。一部は市職員の企画であり、共同で提案しあって進めているということがあります。指定管理者制度の体制下であってもすべて指定管理者の企画ではなくて、市の進めたい取り組みにも対応してもらうことになります。その経過や成果においては引き続きこのような会議や市民の皆様からのご意見を伺いながら、改善を・・・。

事務局

整理すべきところはどう整理するか、色々課題もあると思います。委員の皆さんがかかわっている活動の中でここは大丈夫かということを、今委員からありましたようにご指摘をいただければ、どんどんご意見をいただきたいと思います。

A委員

指定管理者制度を導入することによって費用削減の効果があるのか。

事務局

資料にある予算の内訳の中には職員費は入っていません。指定管理者制度を導入しても職員数はゼロになることはないですので、費用総額としてあまり変化はないのではないかと考えています。

A委員

窓口業務委託が順調にいったい、さらに業務を外に出して、その余力を持ってさらに読書活動を進めると、先ほどの説明にもあった。予算の削減ということではなく、こういう業務の内容がさらに発展するかどうか、という視点で指定管理者制度は検討されるべきだ。

事務局

指定管理者制度実施先行館の実践例を聞くとか、勉強会のような機会を持たなければならないと考えています。図書課で11月下旬に指定管理者制度に詳しい方を講師に呼んで、フォーラムを交えた話し合いの場を設けまして、私たちも未知の部分がありますので勉強もしながらその方向性を探るための機会

を設ける予定です。

B 委員

指定管理者制度の導入館がどのようになっているか、他の市町村の情報はあるのか。

事務局

指定管理者制度にも様々なパターンがありまして、地元で NPO を組織して受託している図書館が留萌市であり、千歳市、苫小牧市、函館市、釧路市は地元業者が指定管理者を受けています。いずれも非常に安定した経営をしていて評価の高いところです。逆に指定管理者制度を導入したものの、諸般の事情で直営に戻したという図書館も全国的には存在します。北海道にはそういう事例はありません。

C 委員

先進的な恵庭市の図書館が指定管理者制度を入れるということになれば、全国的にもこの制度導入の弾みとなるのではないかと。

事務局

この水準を民間の活力を入れることで、私たち市職員が苦手なところ弱いところ、例えば電子図書館のサービスですとか郷土資料関係の保存の方法とか、より良いサービスをという考えはどの事業者も共通して提案するとは思いますが、現在の水準を落としたいくないという思いはあります。そういう可能性のある選択肢にしたいなど、考えています。

B 委員

現有の職員は、配置転換になるのか。図書館に何か要請や必要があったときにすぐに駆けつけられる体制になるのか。

事務局

現在、総合体育館をはじめ市のスポーツ施設の管理運営は、指定管理者制度により運営していますが、指定管理者が判断できない事態が発生したときにはすぐに市職員が対応する体制になっております。問題が発生したときは速やかに対応するようにしておりますし、市民の窓口もスポーツ課として持っております。市と指定管理者と双方で担っていくというのは読書活動でも同じだと思います。

A 委員

資料の 2 ページには指定管理者制度の「導入による効果」として、4 つの期待される効果が挙げられている。もうひとつイメージがわからないのが「4、民間のネットワーク活用による図書館サービスの充実」である。これを説明してもらいたい。

事務局

個別の事例からのご説明になりますが、先ほど話題にも出ました窓口業務を受託している業者の企画する小コーナーでの取り組み、そのような、私ども市職員が知りえないネットワークや実践に基づく情報は全国規模の民間業者ならではの情報収集力を生かすことが、サービスの向上につながるのではないかと、ということがご指摘の 4 番目の指定管理者制度導入により見込める成果となります。

A 委員

開館時間の延長は、私は現状で十分だと思うが要望は多いのか。

事務局

要望はありまして、図書館の課題と考えています。現在 10 時開館ですが、9 時から開館してほしいという声や、分館は 5 時閉館なので夜間開館してほしいという要望があります。

やはり開館時間の延長や、蔵書点検期間中の閉館日の短縮など課題はありますので、指定管理者制度の導入により、これらが解消に向かうことを期待するものです。

D 委員

行革サイドから図書館が、指定管理者制度導入対象として指定された経緯が冒頭説明であった。対象指定された市の施設は複数あったと承知しているが、現在も引き続き市直営としている施設と指定管理を導入にいたらなかった理由を聞きたい。

事務局

例えば郷土資料館です。この施設は、指定管理者制度を導入するには職員数も少なく、入館者数も図書館と比べると限られているので指定管理者制度のメリットが望めないこと等から、指定管理者制度の導入は延び延びになっています。また、青少年研修センターについては老朽化が著しく施設の存続そのものをどうするか整理をしないうちには指定管理者の導入は難しいということになっております。

D 委員

最初に指定管理の導入を聞いた当時は、この図書館の実績を壊すことになるのではと懸念していた。その後、時代が変わって全国に多様な図書館が出てきて、指定管理館も悪くないと考えるようになった。私は恵庭市の図書館に指定管理者制度を導入することはやぶさかではない。

事務局

私も「心」が恵庭市の図書館にはあると思っていて、それは運営に携わるスタッフの心だけではなくて支えてくださる市民の皆さんの心の存在がすごく大きいと感じています。これを失うことなくさらに大きく市民の力で育てていただくようにしてゆかないと、読書のまちというのは無くなる時はあっという間に無くなるので、今までは市民の皆さんの意欲を受けて形にしてきたのが今日ですので、それを大切にしたいと考えています。

A 委員

指定管理者に図書館を預けた場合、隠れた業務のひとつに選書の問題があると思う。これをしっかりやってもらわなければならないが、今、窓口業務に当たっている事業者の選書はどうなっているか。

事務局

選書は市職員である司書が、必ずかかわるようにしているところです。業務委託が始まった最初の年はマニュアルどおり、という選書も多かったですけど最近はやはり長く窓口についているので、市民の方々のニーズをつかむ選書になってきているようです。

会長

本日は「民間活力の導入の拡大検討」、「業務の効率化の推進」という2つのテーマで図書館への指定管理者制度の導入をどうするか議論しました。これから私たち協議会委員として折に触れ時につれて今後も議論してゆかなければならない。今日はこれで会議を閉じたいと思う。

(15 時 10 分 終了)